

令和元年度本部会費の賦課並びに徴収方法

1. 会員

賦 課 額				徴収方法
種 別	入会預り金	区 分	1会員当たり金額	
(1)小売部会員	(1口以上)		(円)	
ア. 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会	1,000	年額	165,000	7月、10月徴収
イ. 全鳥連東北・関東ブロック	1,000	年額	550,000	同上
ウ. 全鳥連中部ブロック	1,000	年額	137,500	同上
エ. 全鳥連近畿ブロック	1,000	年額	577,500	同上
オ. 全鳥連中四国・九州ブロック	1,000	年額	220,000	同上
カ. 食鳥協会群馬県支部	1,000	年額	平成30年3月末構成員を基本として、1構成員8,580円相当額	四半期徴収
キ. 個人会員	1,000	年額	10,560	一括徴収
(2)荷受部会員				
①関東支部所属	150,000	年額	660,000	7月、10月徴収
②中部・九州支部所属	30,000	年額	132,000	一括徴収
③関西支部所属	30,000	年額	198,000	一括徴収
(3)生産加工部会員				
ア. 1号会員				
(月間処理羽数別) 単位:万羽				
①5未満	30,000	年額	120,000	7月、10月徴収
②5以上10未満	100,000	年額	180,000	同上
③10以上～30未満	150,000	年額	420,000	同上
④30以上～50未満	150,000	年額	600,000	同上
⑤50以上～100未満	150,000	年額	840,000	同上
⑥100以上～150未満	150,000	年額	1,200,000	同上
⑦150以上～200未満	150,000	年額	1,440,000	同上
⑧200以上～250未満	150,000	年額	1,680,000	同上
⑨250以上～300未満	150,000	年額	1,920,000	同上
⑩300以上～350未満	150,000	年額	2,400,000	同上
⑪350以上～400未満	150,000	年額	2,640,000	同上
⑫400以上～450未満	150,000	年額	2,880,000	同上
⑬450以上	150,000	年額	3,120,000	同上
イ. 2号会員				
処理加工を伴わない鶏肉加工業会員	30,000	年額	110,000	7月、10月徴収
ウ. 3号会員				
成鶏処理加工業会員		年額	1号会員に同じ	7月、10月徴収
(羽数別規模は1号会員に準ずる)				
(4)種鶏ふ卵部会員	150,000	年額	55,000	7月徴収

2. 賛助会員

賦 課 額				徴収方法
種 別		区 分	1会員当たり金額	
(1)インテグレーター部会			(円)	
ア. 関東支部所属		年額	396,000	7月、10月徴収
イ. 原種鶏関係		年額	198,000	一括徴収
ウ. 上記以外の支部所属		年額	6,600	一括徴収
(2)機器材・薬品関係他		年額	55,000	7月又は加入時

注)上記には、平成30年度も引き続き、国産鶏肉市場活性化対策事業を実施するための経費を含む。